

ANGLE

アングル Vol. 77

ービジネスに新しい視点(アングル)をー

6月号

P1 経営メモ
今月のテーマ：テレワークで変わる日本の「メンバーシップ型」雇用
グループ代表 中村 亨

P2 相続 / 事業承継トピックス
調査発表「生前対策の意識調査」

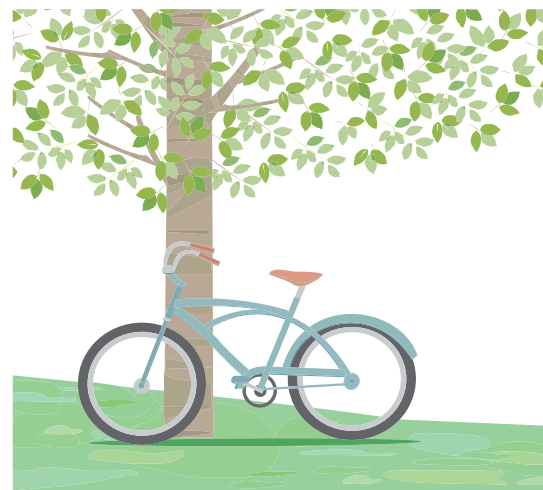
P3.4 労務トピックス
複雑化する年末調整 (1) - 4つの税制改正内容

P5.6 労務トピックス
複雑化する年末調整 (2) - 電子化対応で業務負担を軽減

お知らせ①
徹底解説！令和2年度税制改正セミナー
<6月17日(水)・6月24日(水)開催>

P7 お知らせ②
M&A 成功確率向上セミナー 2020「事例で学ぶ、買い手が押さえておくべき最新トピックス」
<7月16日(木)開催>

お知らせ③
『Accountant's magazine (アカウンタンツマガジン)』において
当グループ代表 中村亨のインタビューが掲載されました



次の発行は8月号を予定しています



CREAS
CORPORATE ADVISERS

テレワークで変わる日本の「メンバーシップ型」雇用

今月の
テーマ

グループ代表 **中村 亨**
Nakamura Toru



税金・会計に関する専門メディアにおいて、経営やマネジメントに関するコラムを執筆することになりました。これまでに2回公開しましたが、経営者としてはやはり「コロナ禍」をどう対処していくのか、という話題を避けることはできません。

中でも、テレワークがここまで普及すると、コロナ終息後も後戻りは難しいのではないかと、つまりテレワークが定着するであろう、というのが私の考えです。そうすると、オフィス需要は減退します。また鉄道会社は苦境に陥る（なんといっても私鉄の収入の3割超は定期券の収入が占めるそうです！）、学校もIT化が進み教育の現場も形が変わるかもしれませんね。また、「日本型雇用」が大きく変わっていくことは避けられないでしょう。

●テレワークの秘訣は、海外型の雇用契約スタイル

テレワーク導入の大前提として、業務の『成果の明確化・可視化・数値化』が必要です。しかしこれは、勤続年数や職務遂行能力といった「ヒト基準」で賃金を決めてきた日本の雇用慣行（＝メンバーシップ型）にはミスマッチです。成果を評価の軸とするならば、「どんな仕事を行うのか」を明確にした職務単位（＝ジョブ型）である海外の雇用契約のスタイルを踏襲するべきでしょう。

	日本/メンバーシップ型	海外/ジョブ型
雇用	・会社のメンバーになること (就職は職務よりも"どこの会社か?"が重要)	・会社の業務から特定の職務を限定し、 その職務について契約すること
関係	・会社との関係はウェット	・会社との関係はドライ
労働時間	・職務範囲が無限定なので長時間労働になりがち	・職務を果たせば定時で帰宅
解雇	・解雇=社員地位剥奪なので簡単にできない リストラでも配転などによる雇用維持が求められる	・事業撤退などでその職務が消滅すれば、原則可能
給与	・配置が変わっても賃金に影響が出ないように 年齢や能力を基準に決まる ・定期昇給あり	・職務ごとに決定、他社でも同じ職務なら同じ賃金 ・定期昇給は存在しない

参考：週刊東洋経済（2015.5.30）

●人手不足は解消するか？

アベノミクスによる景気回復を背景に人手不足が深刻化していると言われていますが、私はこの環境はこの先も変わらないと考えています。働き手不足の解消や人件費負担増の将来に備える戦略として「黒字リストラ」を行う企業も近頃多く見かけますが、本質は同じです。

「人手不足」の本質は、要するに「人財不足」です。

黒字リストラを行う企業がある反面、新卒で1,000万円以上・初任給の横並び廃止、といった手厚い賃金の原資を若い世代を中心に再分配している企業もあります。単なる「労働力」が不足しているのではなく、きちんと成果を上げることができる「人財」が不足しているのです。（「人罪」はたくさんいるかもしれませんが...）

コロナをきっかけに、業務の与え方、成果の評価の仕方など、改めてこれからの雇用の在り方を検討するタイミングにきたようです。

コラムの最新回では、織田信長が理想とした組織とは？など大河ドラマにみる「組織の変貌」を例に挙げながら、テレワークにより「組織」や「日本型雇用」が大きく変わる推察を行っています。

会計人に今必要な情報を一税金・会計に関する専門メディア「KaikaiZine」
ビジネスマーケット コラム 会計士 中村亨の「経営の羅針盤」

経営者として、また会計士としての日ごろの経験から、ビジネスやキャリアのヒントとなるようなトピックスをお伝えするコラムです。2020年末まで、月に1回公開を行っています。ぜひご覧ください。

ぜひご覧ください



調査発表 「生前対策の意識調査」

相続が残された親族の間で争いとなる「争続」ではなく、故人の遺志を尊重した「想続」となるためには、生前から準備をしておくことが重要です。日本クリアス税理士法人では全国の30歳~69歳の男女を対象に、「相続の生前対策に関する意識調査」を実施いたしました。その結果、**約90%が興味を持ち重要性を理解しながらも具体的な行動に至っていない状況**が調査から読み取れました。(調査方法：インターネットリサーチ、調査期間：2020年2月13日~2020年2月15日)

◆調査結果サマリー◆

- ◎30代が最も相続に対する興味関心が高く60代が最も低い
- ◎「家族が争わないため」「節税」が生前対策の2大理由
- ◎興味関心の高さに反して、具体的に行っている人は10%
- ◎生前対策は「節税対策の検討」「遺言書」が重要という意識
- ◎最も行われている生前対策は「生命保険の加入」
- ◎「納税期限」「遺言書の種類」などの相続関連キーワードは30%を切る認知度の低さ

具体的な行動を行っている人は10%

興味関心度の高さに反して、相続の生前対策を実際に行っている方わずか10%という回答でした。

最も多かった回答は「まだ行っておらず、行うかどうかまだ分からない」であり、生前対策の重要性を理解しつつも、何をすればよいのか分からない・効果があるのか分からないといった迷いのある方が多いことが想定されます。

「家族が争わないため」「節税」が生前対策の2大理由

相続税の生前対策が必要な理由として「家族が争わないため」「節税」この2つの理由がそれぞれ30%ほどと多く回答されました。被相続人・相続人、二つの立場で意見が分かれたようです。

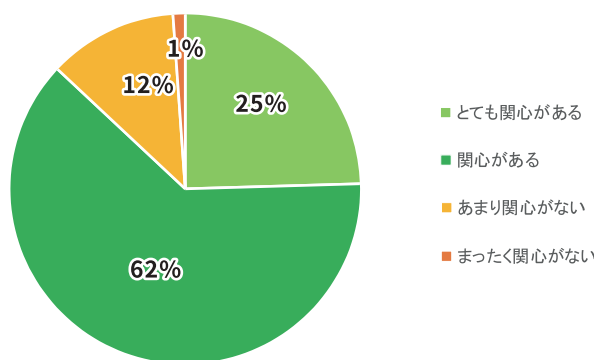
最も行われている生前対策は「生命保険の加入」

また、対策を行っている内容については「生命保険」が40%最も高く、「本やネットで調べる」「家族で話し合う」がそれに続きます。生命保険に関しては、重要な対策であるかどうかの質問で「重要である」と回答したのが19%と高くなく、意識と行動の乖離が分かります。

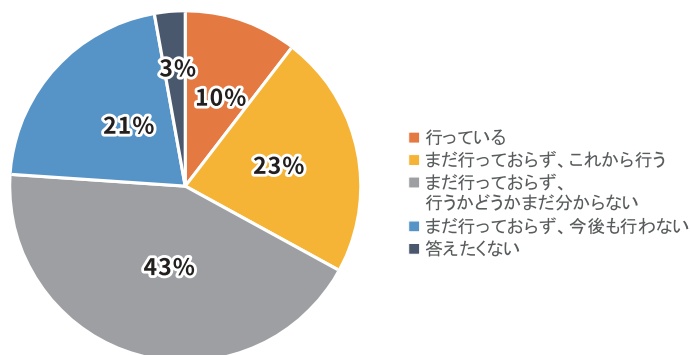
同じく「重要である」の回答が46%と最も多かったのが「家族で話し合う」でしたが、こちらも実際に行動を行っているのが13%と意識と行動に乖離があります。

重要だとは思いつつも実際の行動につながらないのは、相続に関する専門用語や専門知識がハードルになっているかもしれません。相続の基本的な事項に関する理解度や行っている対策のランキング、ライフスタイル別の興味関心などレポートの全文は、Webサイト「相続の相談」で公開しています。ぜひご覧ください。

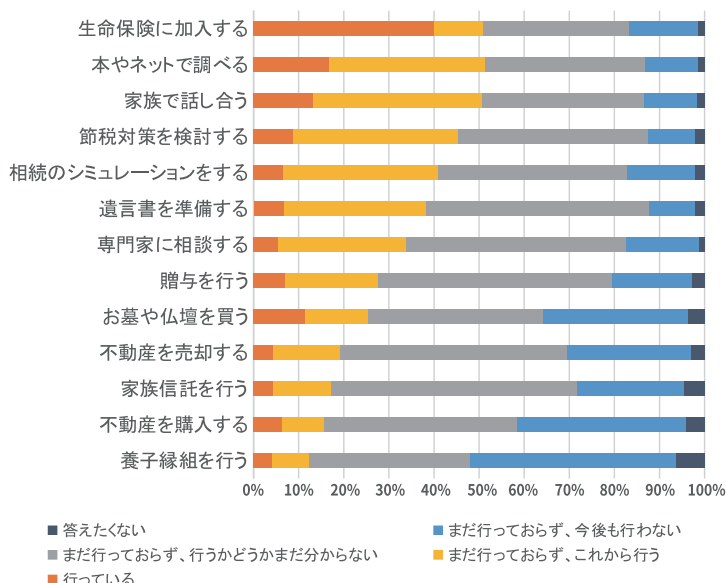
相続の生前対策に関する関心度



相続の生前対策を行っていますか？



「相続の生前対策」として実際に行っていることはありますか？



複雑化する年末調整（1）－4つの税制改正内容

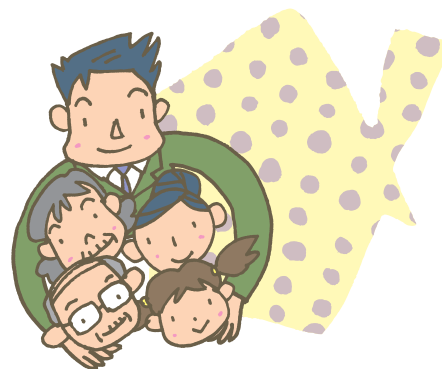
もう年末調整！？驚かれる方もいらっしゃると思いますが、「平成30年度税制改正大綱」の影響を受け、令和2年分の年末調整は控除額や申請様式などが大幅に変更され、**年末調整業務が例年以上に複雑になることが予想**されます。

一方で、国税庁は年末調整業務の完全な**ペーパーレス化・電子化**を進めており、業務の負担軽減が期待されています。大きく変わる年末調整の内容について解説いたします。

年末調整に影響する4つの税制改正内容

2020年の税制改正により、年末調整の控除に関する内容が変更されました。また、新たに創設された控除もあります。

- ①基礎控除の改正（基礎控除の引上げ）
- ②給与所得控除の改正（給与所得控除の引き下げ）
- ③所得金額調整控除の創設
- ④配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し



①基礎控除の改正（基礎控除の引上げ）

基礎控除はこれまで適用要件がなく、全ての納税者に対して「一律38万円」が控除されていましたが、今回の改正に伴い、合計所得金額に応じた適用要件が設定され、かつ、基礎控除の額が最大48万円に引き上げられることとなりました。

合計所得金額	基礎控除の額	
	2019年度分	2020年度以降分
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円（不適用）

②給与所得控除の改正（給与所得控除の引き下げ）

給与所得控除は被雇用者に対して適用されるもので、所得税の計算において最初に収入金額（年収）から差し引かれます。この控除の額が、一律10万円引き下げられます。

また、下記の変更がありますので、年収850万円を超えると10万円以上の引き下げ額となります。

- ・給与等の収入金額の上限が、「年収1,000万円」から「年収850万円」へ
- ・給与所得控除の上限額が、「220万円」から「195万円」へ

収入金額が850万円以下の個人にはほぼ影響なし

つまり、①基礎控除の引上げ・②給与所得控除の引き下げをまとめると、給与等の収入金額が850万円以下の個人には影響が殆どありません。反面、年収が850万円を超えると、実質的に「所得税の増税」となります。

給与等の収入金額 (年収)	基礎控除	給与所得控除	所得税への影響
850万円以下	▲10万円	▲10万円	影響なし
850万円超 2,695万円以下	▲10万円	▲10万円以上 ～▲25万円	給与所得控除の増減分の 差額が生じ増税
2,695万円超	▲6万円・▲22万円・ ▲38万円のいずれか	▲25万円	増税

ほぼ全ての人に申告書の提出義務が発生

「①基礎控除の改正」「②給与所得控除の改正」で要件の設定が行われたことにより、合計所得金額が2,500万円（年収2,695万円）以下の場合、新たに「給与所得者の基礎控除申告書」の提出義務が発生します。

国税庁の調査※から試算すると、合計所得金額2,500万円（年収2,695万円）を超えない人は99.7%にのぼり、ほぼ全ての方に申告義務が発生することになります。

※民間給与実態統計調査（2017年）

③所得金額調整控除の創設

年収が850万円を超えると、実質的に「所得税の増税」となりますが、介護や子育てをする世代の負担を軽減するために、新しく「所得金額調整控除」が創設されることになりました。

所得金額調整控除の適用条件はこちらです。

- その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者（国内に住所を持つ、または1年以上住んでいる個人）
- 上記を満たし、かつ、「本人が特別障害者である場合」「23歳未満の扶養親族がいる場合」「特別障害者である同一生計配偶者または扶養家族がいる場合」のいずれかに該当する者

年末調整で所得金額調整控除の適用を受ける場合には、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要となります。

④配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

①～③の改正に伴い、各種控除を受けるために、配偶者や扶養親族などの合計所得金額の要件も見直されることになりました。見直されるのは下記の5つの要件です。

- A) 同一生計配偶者の合計所得金額要件
- B) 扶養親族の合計所得金額要件
- C) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件
- D) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件
- E) 勤労学生の合計所得金額要件

これら4つの改正が、年末調整業務にどのように影響するのでしょうか。

大きなところでは、申告書が新しくなることによる実務上の負担増が考えられます。

複雑化する年末調整（2）－電子化対応で業務負担を軽減

申請書の大幅な変更で増える実務負担

これまでの配偶者控除等申告書の様式が変更になり、新たに加わる「給与所得者の基礎控除申告書」と「所得金額調整申告書」が合体し、1枚の様式になります。

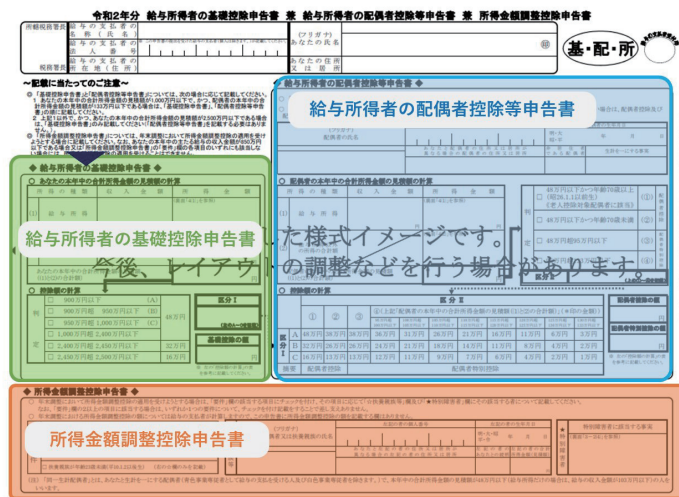
3つの様式が1枚になり、従業員ごとに記入する項目が変わるため、記入漏れ等が例年以上に発生する可能性が大いにあります。

また、記入項目や内容のチェック、計算内容の確認などが煩雑となるため、担当者のミスの原因にもつながります。

複雑化する令和2年度の年末調整では業務負担が増えることは明らかでしょう。

ですが、次に紹介する「電子化」に対応することでその負担を軽減できる余地が多いにあります。

出典：国税庁「[手続名] 給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除の申告」



年末調整業務の電子化とは？

これまでは年末調整手続きに係る控除証明書等は、従業員から書面で提供を受ける必要がありましたが、税制改正により令和2年分の年末調整からは、**一定の条件を満たせば、すべて電子データで受け取ることができるようになります。**

電子化・ペーパーレス化を実行するには、市販のシステムを利用することもできますし、国税庁からも、2020年10月に年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）が無償提供される予定です。

どこまで電子化を進めるかは会社の判断になりますが、国税庁からは電子化後の主な変更点として、以下の内容が紹介されています。

<年末調整手続きの電子化による主な変更点>

	手続内容	これまで	電子化後
従業員	年末調整申告書の作成※	手書き	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算
勤務先	控除額の検算	必要	不要
	給与システム等への取込	手入力	データインポート

※控除証明書等が保険会社からデータで提供される予定

従業員のメリット

- 手書き、手計算の手間を削減できる
- 控除証明書等の紛失リスクがない

勤務先のメリット

- 紙資料の配布や回収の手間が省ける
- 従業員から受領したデータを給与システム等にインポートすることで控除額の検算や入力が不要になり、事務作業の負担が減る
- 年末調整控除申告書や控除証明書等を紙で保管するコストを削減できる

デジタルサービスの活用による業務簡略化をご検討ください

クラウド型の年末調整システムなどを利用し電子化を行うことで、従業員の申告書提出から、担当者のチェック・差し戻しまでオンラインで完結でき、業務の効率が飛躍的に向上します。

これを機に、メリットの多い電子化の検討を始める企業も多くあると思いますので、導入前の注意点をご紹介いたします。

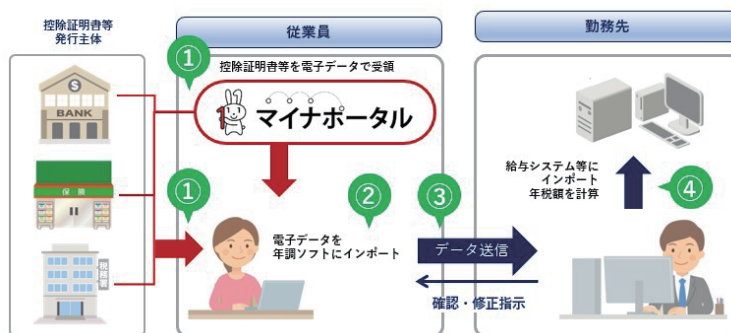
①年調ソフトを検討している場合：不明確な部分が多い

国税庁が提供予定の年調ソフトについてどのようなシステムなのか詳細の情報公開がまだ行われていません。従業員が Web 上で操作するのか、パソコンにインストールするのか、スマートフォンのアプリケーションとして配布されるのかさえ分からず、不明確な部分が多いです。

また、導入初年度は実績もないことから**安定的に稼働するのかが不安**が残ります。また、マイナンバーとの連携も年調ソフトの特徴ですが、IC カードリーダーライタなどハード面での準備が必要になってきます。

(参考) 年調ソフトを使う場合の年末調整事務の流れ

- ① 保険会社等から、控除証明書等を電子データで受領（従業員）
- ② 上記の電子データを年調ソフトにインポート（従業員）
- ③ 控除額が自動計算された年末調整控除申告書のデータを勤務先に提出（従業員）
- ④ 従業員から提出されたデータを給与システム等にインポートして年税額を計算（勤務先）



②電子化対応をする場合には 8 月までに税務署への届出が必要

従業員から年末調整申告書に記載すべき事項を電子データにより提供を受けるためには、勤務先があらかじめ所轄税務署長に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その認証を受ける必要があります。

2020 年 10 月以降に提出を受ける年末調整控除申告書について、電子データによる提出を受けるためには、**2020 年 8 月までに申請書を提出**しなければなりません。

③控除証明書発行主体の電子データ提供

銀行や保険会社、税務署といった控除証明書等発行主体の全てが電子データの提供に対応しているとは限りません。控除証明書等のデータ提供は義務ではないため、全ての保険会社と金融機関が、2020 年 10 月までに控除証明書等のデータを提供できるとは限らないといわれています。一部は紙での資料提出も残ることが想定されます。

今後は保険料などの控除証明書のデータ管理も加速していくでしょう。注意点はあるものの、デジタルサービスを活用することで、複雑化し実務負担が増える年末調整業務の負担を確実に減らすことができます。デジタルサービスの導入についてお悩みがある場合にはぜひ、日本クリアス社会保険労務士法人にご相談ください。

ご不明な点はお気軽にお問合せください
日本クリアス社会保険労務士法人
お問合わせ先は ☎ 03-3593-3241

2020年6月17日(水) 15:00～17:00(受付14:30～) [無料/先着50名様]

2020年6月24日(水) 15:00～17:00(受付14:30～) [無料/先着50名様]

令和2年度税制改正大綱を基に、重要ポイントを中心として、 日本クレアス税理士法人のプロフェッショナルが解説いたします。

令和2年度税制改正大綱では、イノベーション強化に向けた取組み、中小企業等の支援、経済のデジタル化への対応等、デフレ脱却、経済再生を確実なものとするための内容となっております。その中でも、法人税、消費税の重要なポイントについて実務上の留意点を踏まえ分かりやすく解説いたします。あわせて、連結納税制度の大幅な見直しが行われるため、実務において留意すべきポイントもご説明いたします。

- 会場 東京本社セミナールーム(東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33階)
- 参加費 無料
- 定員 先着50名様(1社2名様までご参加いただけます)
- お問合わせ セミナー事務局
TEL 03-3593-3235 Eメール seminar@j-creas.com



詳細・お申込みは、Webサイトをご確認ください!

日本クレアス セミナー GO

お知らせ② M&A 成功確率向上セミナー 2020 「事例で学ぶ、買い手が押さえておくべき最新トピックス」

2020年7月16日(木) 13:30～16:50(受付13:00～) [無料/先着50名様]

M&Aは企業規模問わず経営戦略の一つとして浸透しつつあり、M&A件数は高い水準で推移しています。本セミナーでは、M&Aを成功に導くために各フェーズで買い手が押さえておくべき事項について、「戦略」「交渉」「スキーム」「税務」「人事労務」「財務会計」の6つの視点から各専門家が解説します。

- 会場 東京本社セミナールーム(東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33階)
- 主催 主催：株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A 共催：日本クレアス税理士法人
- 参加費 無料
- 定員 先着50名様(詳細・お申込みはウェブサイトをご覧ください)
- お問合わせ TEL 03-3593-3239 Eメール ma@co-ad.com



詳細・お申込みは、Webサイトをご確認ください!

日本クレアス セミナー GO



『Accountant's magazine (アカウンタツマガジン)』において 当グループ代表 中村亨のインタビューが掲載されました

当誌は、公認会計士、税理士など会計プロフェッションに向けたヒューマンドキュメント誌で、特集「会計士の肖像」は、会計業界における第一人者として活躍中の会計士が登場し、会計プロフェッションとしての生きざまや理念など、これまでの半生、人生の軌跡を描く記事企画です。

野球少年だった幼少時代に始まり、会計士を目指し始めた学生時代、監査法人トーマツ(当時)への入所を経て独立、組織の拡大・多角化を経て現在に至る、まさしく中村の50年史とも言えるインタビューとなりました。

インタビューは当社Webサイトで公開しています。ぜひご覧ください。



お問合わせ先

日本クレアス税理士法人
日本クレアス社会保険労務士法人
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社日本クレアス財産サポート

東京 大阪 富山 千葉

サービスや本誌「アングル」についてのお問合せはお気軽にご連絡ください。

電話 03-3593-3235 (代表)

Eメール info@j-creas.com

■東京本社

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

